

立川市地域公共交通活性化協議会条例

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条1項の規定に基づき、同法第5条に規定する地域公共交通計画（以下「地域公共交通計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な協議を行うため、市長の附属機関として立川市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について、協議する。

- (1) 地域公共交通計画の作成及び変更に関する事項
- (2) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関する事項
- (4) 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第1号に定める交通空白地有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命する委員30人以上をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公共交通事業者等の関係者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募による市民
- (5) 利用者の代表者
- (6) 市職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開とすることができる。

5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 協議会は、特定の事項を協議させるため、部会を置くことができる。

2 部会長及び部会の委員は、第3条に規定する委員のうちから、会長が指名する。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年7月4日から施行する。